

地方独立行政法人市立秋田総合病院業務方法書新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則（第1条・第2条）</u></p> <p><u>第2章 業務の方法（第3条・第4条）</u></p> <p><u>第3章 業務の適正を確保するための体制の整備（第5条—第15条）</u></p> <p><u>第4章 業務の委託等（第16条—第18条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第19条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>第1条および第2条 （略）</p> <p><u>第2章 業務の方法</u></p> <p>第3条および第4条 （略）</p> <p><u>第3章 業務の適正を確保するための体制の整備</u></p> <p><u>（内部統制に関する基本方針）</u></p> <p><u>第5条 法人は、役員（監事を除く。以下同じ。）の職務の執行が法、他の法令、秋田市の条例もしくは規則又は定款に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備し、継続的にその見直しを図るとともに、役員および職員（以下「役職員」という。）への周知および研修の実施に努めるものとする。</u></p> <p><u>（内部統制の推進）</u></p> <p><u>第6条 法人は、内部統制システムに関する事務を統括する役職員を配置するとともに、その他の内部統制システムの推進のための体制について整備するものとする。</u></p> <p><u>2 内部統制システムに関する事務を統括する役職員は、定期的な連絡の機会を設け、内部統制システムに関する事務を統括する役員（以下「内部統制担当役員」という。）に対し、必要な報告が定期的に行われることを確保するものとする。</u></p> <p><u>（役職員の倫理等に関する事項）</u></p> <p><u>第7条 法人は、役職員の倫理指針および行動指針を定めるものとする。</u></p> <p><u>（理事長の補佐体制）</u></p> <p><u>第8条 法人は、理事長の意思決定を補佐する会議を設置するとともに、役員の分掌を明示</u></p>	<p>第1条および第2条 （略）</p> <p>第3条および第4条 （略）</p>

し、その責任の明確化を図るものとする。

(中期計画等の策定等に関する体制)

第9条 法人は、中期計画および年度計画のマネジメントの実効性を確保するため、それらの計画の策定、進捗管理および評価に関する体制を整備するものとする。

(リスク管理)

第10条 法人は、業務実施の障害となるリスクに適切に対応するため、リスク管理を統括する体制を整備するとともに、リスクが発生する原因の分析ならびにリスクの評価、軽減および周知に努めるものとする。

2 法人は、事故、災害その他の緊急時における業務の継続のための計画を策定するものとする。

3 前項に規定する計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 当該計画に基づく訓練等の実施

(2) 緊急事態の発生時における対策本部の設置およびその構成員

(3) 緊急事態の発生時における初動体制

(4) 緊急事態の発生時における情報収集の迅速な実施

4 法人は、反社会的勢力への対応の在り方についての方針を整備するものとする。

5 法人は、施設の定期的な点検および必要な補修を行うものとする。

6 法人は、情報システムに係るリスクへの対策として必要な取組を行うこととし、その取組の状況について、定期的な点検を行うものとする。

(情報の適切な管理)

第11条 法人は、情報セキュリティの確保に関する規程等の整備その他情報漏えいの防止に係る取組を推進するものとする。

2 法人は、個人情報の保護に関する規程を整備し、個人情報を適切に管理するものとする。

3 法人は、法人の意思決定に係る文書の適切な管理を確保するために、文書の保存および管理ならびに情報公開に関する規程を整備するものとする。

4 法人は、保有する情報について、閲覧する権限を整理するとともに、閲覧する権限を有する者が効率的に情報を検索することができ

るよう、体系的な情報の保存およびその保存を可能とする情報システムの整備を行うものとする。

(監事および監事監査)

第12条 法人は、法に定める監事の職務の達成および権限の行使を確保するために必要な規程および体制を整備するものとする。

(内部通報および外部通報への対応)

第13条 法人は、内部通報および外部通報に関する規程等を整備するとともに、それらの通報が内部統制担当役員および監事に確実かつ内密に報告される仕組みを整備するものとする。

2 法人は、前項の規定による整備に当たっては、通報者の保護について特に留意するものとする。

(入札および契約に関する事項)

第14条 法人は、契約事務の適切な実施および契約事務における相互牽制を確保するため、次に掲げる取組を行うものとする。

(1) 随意契約とすることができる場合の方針の整備

(2) 談合情報がある場合の対応方針の整備

(職員の懲戒等に関する事項)

第15条 法人は、職員の懲戒基準等を定めた職員の人事管理に関する規程等を整備し、適切に運用するものとする。

第4章 業務の委託等

第16条 (略)

第17条 (略)

第18条 (略)

第5章 雑則

第19条 (略)

第5条 (略)

第6条 (略)

第7条 (略)

第8条 (略)